

# 茨城県立下妻第一高等学校部活動に係る活動方針

令和5年6月1日

## 1 適切な休養を確保するための活動時間の管理の徹底

### (1) 適切な休養日等の設定

- ア 活動時間上限 高校 平日2時間 休日4時間 原則週計12時間
- イ 朝の活動 原則禁止ただし大会前及び放課後からの振替は検討する。
- ウ 休養日の設定 高校 平日1日以上 休日1日以上 原則週計2日以上  
ただし公式大会が控えていれば振替も検討する。

### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 公式大会以外の地方大会について精選する。
- イ 大会参加に係る事前確認・検証を行う。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 望ましい運営体制の構築

- ア 部活動の企画・運営が生徒による主体的なものとなるような体制づくり
- イ 費用負担、部活動加入の位置づけの見直しを行う。
- ウ 生徒及び部顧問の負担が過度にならないよう必要な支援を行う。

### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 部顧問対象研修会の設定を行う。
- イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取り組みを行う。
- ウ 熱中症の防止を徹底する。
- エ 事故、体罰、ハラスメントの防止を徹底する。

### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ア 方針等の策定を行いホームページに掲載し公表する。
- イ 活動状況の検証とフォローアップを行い、適切な運用を徹底する。

## 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ア 複数の活動が幅広く経験できるよう、多様な志向への対応を行う。
- イ 誰もが参加できる活動の工夫を行う。

### (2) 地域移行の推進

- ア 段階的な地域移行を行い休日に部活動指導を行う教員がゼロとなることを目指す。
- イ 部活動時間の縮減を行い、部活動以外の様々な活動にも参加できるようにする。
- ウ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力を行う。

## 4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

### (1) 複数顧問制の推進等

- ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進を徹底する。
- イ 部活動指導員を必要に応じ積極的に活用する。
- ウ 休養日の振替を徹底する。

### (2) 大会運営や役員業務の見直し等

- ア 会議などのデジタル化、競技団体や保護者などの人材確保を行い、教員によらない体制を構築する。
- イ 役員業務に係る服務管理の整理を行う。